

神教委総教セ第 1102 号

令和 3 年 1 月 14 日

校園長様  
各 位

神戸市総合教育センター所長

**総合教育センターの開館時間の変更について  
(夜間枠の供用時間の変更)**

1 月 13 日に兵庫県が国の緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）に指定されたこと及び「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和 3 年 1 月 13 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を受けて、総合教育センターの開館時間について、神戸市総合教育センター条例施行規則第 3 条但し書きにより以下のとおり変更します。

この取扱いについては本日現在のものであり、状況により変更する可能性があります。

記

**1. 開館時間**

通常、午前 9 時から午後 9 時までのところ、午前 9 時から午後 8 時まで（閉館を 1 時間繰り上げ）とする。

**2. 適用期間**

令和 3 年 1 月 14 日～兵庫県下への緊急事態宣言の発令期間中

**3. この間の貸館対応について**

- ① 夜間枠の供用時間を 18 時～19 時 45 分に変更
- ② 定員の変更はありません（通常の 50%を基準に運用中）

問い合わせ先

研修育成課管理係 久保田、竹本

TEL：360-2001